

令和3年度制度改正に伴う専門家派遣事業

消費税インボイス制度 対策個別相談会

～令和3年10月1日から登録申請書受付開始～

令和5年10月1日に消費税適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、登録事業者のみが適格請求書を発行できる仕組みとなります。

消費税の仕入税額控除を受けるためには原則としてインボイスが必要となるため、取引先からインボイスの発行を求められることが想定され、特に免税事業者は慎重に検討する必要があります。

伊達商工会議所では消費税インボイス制度に関するご相談に対応するため、税理士による個別相談会を実施致します。

相談料
無料



【日 時】 令和4年1月14日（金）又は1月21日（金）2日間

【時 間】 午前の部 10:00～12:00

午後の部 13:00～16:00

※相談時間は60分です！

【会 場】 伊達商工会議所 会議室 （伊達市旭町24番地）

【対 象】 伊達市内で事業を営む皆様（会員・非会員問わず）

【相談員】 鈴木啓一税理士事務所 税理士 鈴木 啓一 氏

【申込み】 電話による完全予約制

※申し込みの際は、事業所名・日時・相談内容をお伝えください。

※新型コロナウイルスの感染防止対策として、検温・消毒のほか、マスクの着用をお願い致します。また感染拡大の影響から、やむを得ず中止となる可能性もございます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。



主催：伊達商工会議所（担当：経営支援課 山下・大木）

TEL：0142-23-2222 業務時間：8:45～17:30